

下呂市における押印見直し方針



総務部総務課

令和3年4月1日

令和5年11月10日

令和6年4月1日 改訂

はじめに

本方針は押印の省略の基準を定めるものであり、押印の省略を強制するものではありません。また、本方針により、押印のある書類が無効となることはなく、今までどおり有効な書類として扱います。

1. 目的

個人、事業者及び職員が行う申請手続き等において、市民等に求めている申請書の氏名欄の認印（個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの）の押印について見直しを行うことにより、市民等の負担を軽減し、利便性の向上を図るとともに、行政手続きを簡素化及びオンライン化を促進し、行政サービスの向上につなげることを目的とします。

また、会計手続・人事手続などの行政の内部手続についても同様に押印の見直しを行うことにより、働き方の多様性に対応した業務フローの見直しやシステム再構築等の業務改革を促進し、行政事務の効率化並びにデータ管理によるペーパーレス化及びコンプライアンスの強化を図ることを目的とします。

2. 用語の定義

本方針で扱う用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 印鑑の用語

用語	定義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。 <u>代表者印</u> 。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。 <u>実印</u> 。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。 <u>銀行印</u> 。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。 <u>三文判</u> や <u>角印</u> 。

(2) 手続の用語

用語	定義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等
内部手続	行政内部の手続（会計手続（契約を含む。）、人事手続 等）

(3) その他の用語

用語	定義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自身の氏名を自筆で記載すること。
記名	代筆、ゴム印、印字などで氏名を記載すること。

3. 行政手続における押印の見直しの基準

内閣府が定める「地方自治体における押印マニュアル」の押印を求められている趣旨に鑑み、押印（特に認印による押印）を見直すこととし、下記に該当しない場合には、行政手続における押印を求めないこととします。ただし、個人にあっては、手続きの中で本人確認が行われていること、法人にあっては、担当者名及び連絡先が記載されていることを前提とします。

- (1) 国・県の法令等や条例等により押印が義務付けされているもの
- (2) 登記印又は登録印を求める手続きであって、印鑑証明の提出も求めるもの

参考：〈押印が求められている趣旨〉

趣旨	留意事項
本人確認 (文書作成者の真正性担保)	下記※に示すとおり、本人確認の手法は押印のほかにも多数存在し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない。
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要。
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されるものである。

※ 押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような方法が考えられます。

- ・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる。）
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類のコピーや写真のPDFでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用
- ・実地調査等の機会における確認

4. 押印の代わりに署名を求めることについて

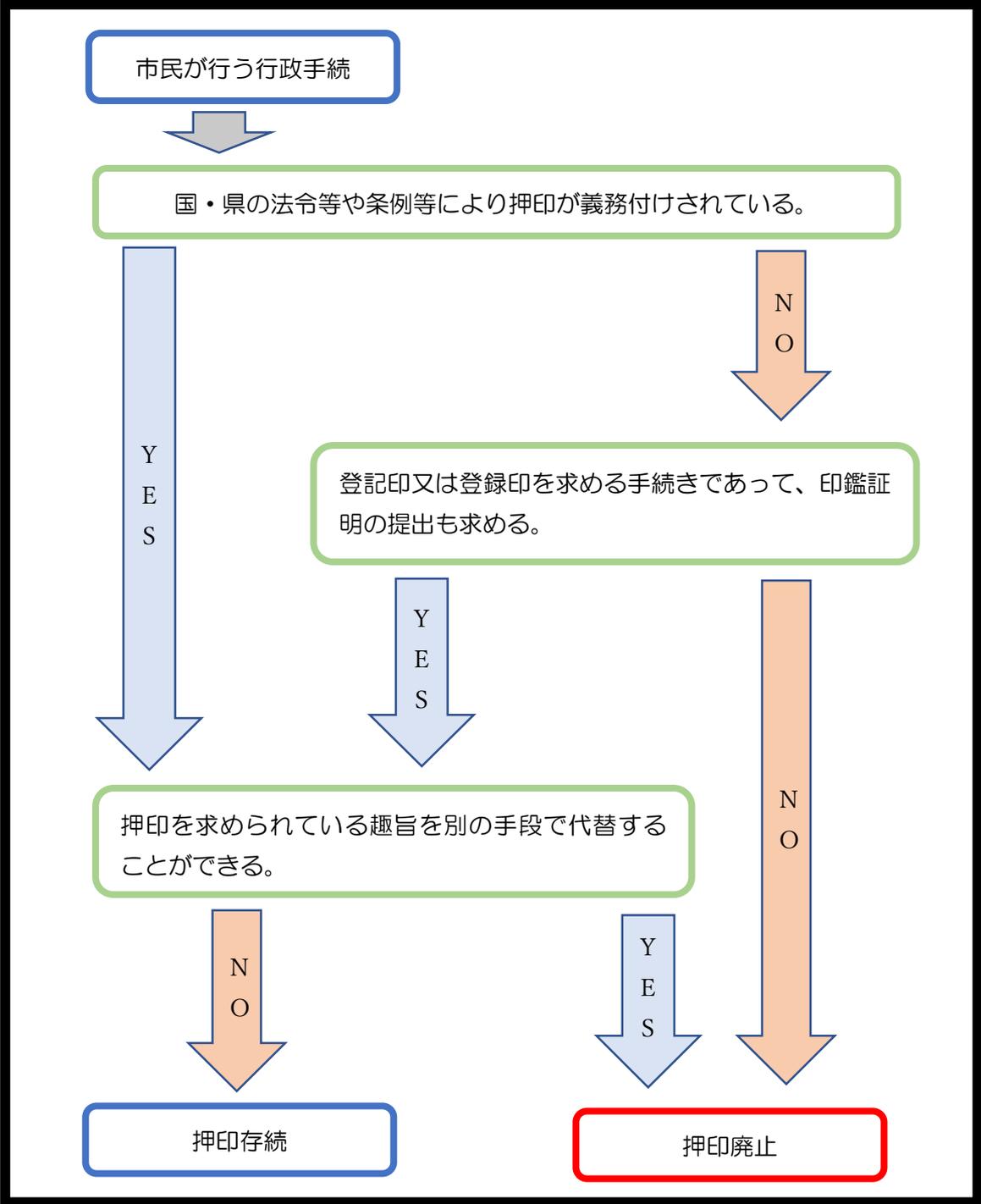
認印での記名押印を「可」としていた手続に代えて、新たに署名を求めることは、実質的な規制強化となり得るため、国・県の法令等や条例等により署名が義務付けされているもの以外は、原則、認めないものとする。

参考：〈署名が必要な行政手続例〉

- ・住民異動届

- 根拠法令等：住民基本台帳法第 22 条第 2 項、住民基本台帳法施行令第 26 条
- 直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状 等）
- 根拠法令等：地方自治法第 74 条、地方自治法施行令第 92 条
- 議会会議録
- 根拠法令等：地方自治法第 123 条

<図 1：行政手続の押印見直し基準の図解>



5. 内部手続における押印見直しの基準

内部手続については、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、一般的に市民から提出される申請等の行政手続と比べて厳格な本人確認の必要性は高くないと考えられることから、原則として押印廃止とし、それに代わる署名を求めることも行わないものとする。ただし、会計手続の中には、契約など行政内部にとどまらず市民との間で行われる手続等もあることから、前述の行政手続の押印見直しの基準により押印の見直しを行うこととし、次のとおりとする。

《会計手続・契約手続の押印省略 参考例》

前提として、個人にあっては本人確認が行われていること、法人にあっては、担当者名及び連絡先が記載されていることとします。

(1) 国・県の法令等や条例等により押印が義務付けされているもの

○ 契約書：地方自治法第234条第5項

ア 入札参加資格審査申請書から契約書（協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えている書類も含む。）まで一連の入札手続に必要な書類は、押印が必要。

イ 電子入札、電子契約で行う場合については、押印不要。ただし、一連の手続を紙ベースで提出する場合については、押印が必要。

ウ 請求書については、契約に係る一連の手続より比較的押印を求められる趣旨が低いことから、押印不要。

エ 検査調書については、内部手続の基準に照らし合わせ、押印不要。ただし、それに代えて検査員の署名を求める。

オ 補助金の法的性格は贈与契約と解されるが、補助金に関する書類（申請書、実績報告書、請求書など）については、手続の中で本人確認が行えること、認印での押印（登記印であっても照合を行わない。）であることなど、前述の押印省略の目的・押印が求められている趣旨を踏まえて、押印を求める必要性が低いものと思われるため、押印不要。

○ その他国及び県（自治体広域連携等含む。以下「国県等」という。）の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの

(2) 登記印又は登録印を求める手続きであって、印鑑証明の提出も求めるもの

○ 口座振替依頼書

市税等を引き落とす口座の登録（銀行）印での押印が必要。

○ 見積書・納品書・請求書等の支出根拠書類

ア 事務担当者により本人確認が行われている者が発行するものについては、押印不要。

イ 略式検収については、内部手続の基準に照らし合わせ、押印不要。ただし、それに代えて検査員の署名を求める。

6. 公印の見直しについて

市から発信する文書に公印を押印することについては、内部文書や軽微な文書に限っていたものを、下記のとおり省略可能な文書を拡大します。ただし、発信する文書内容の真正性の確保（※）がされることを前提とします。

公印を省略する文書には、発信者名の下に「**(公印省略)**」と記載する（電子文書で発信する場合は除く。）ものとします。

(1) 法令等の規定により公印の押印を要する文書

<例>

- 国等の行政手続において押印が義務付けがされた法令、要綱等に規定する申請、届出、報告等の様式（社会資本整備総合交付金等の各種申請書類等）
- 民間事業者等が指定する様式であって、押印が求められているもの

(2) 権利義務又は証明に関する文書のうち、主務課長が公印を押印することが必要であると認める文書

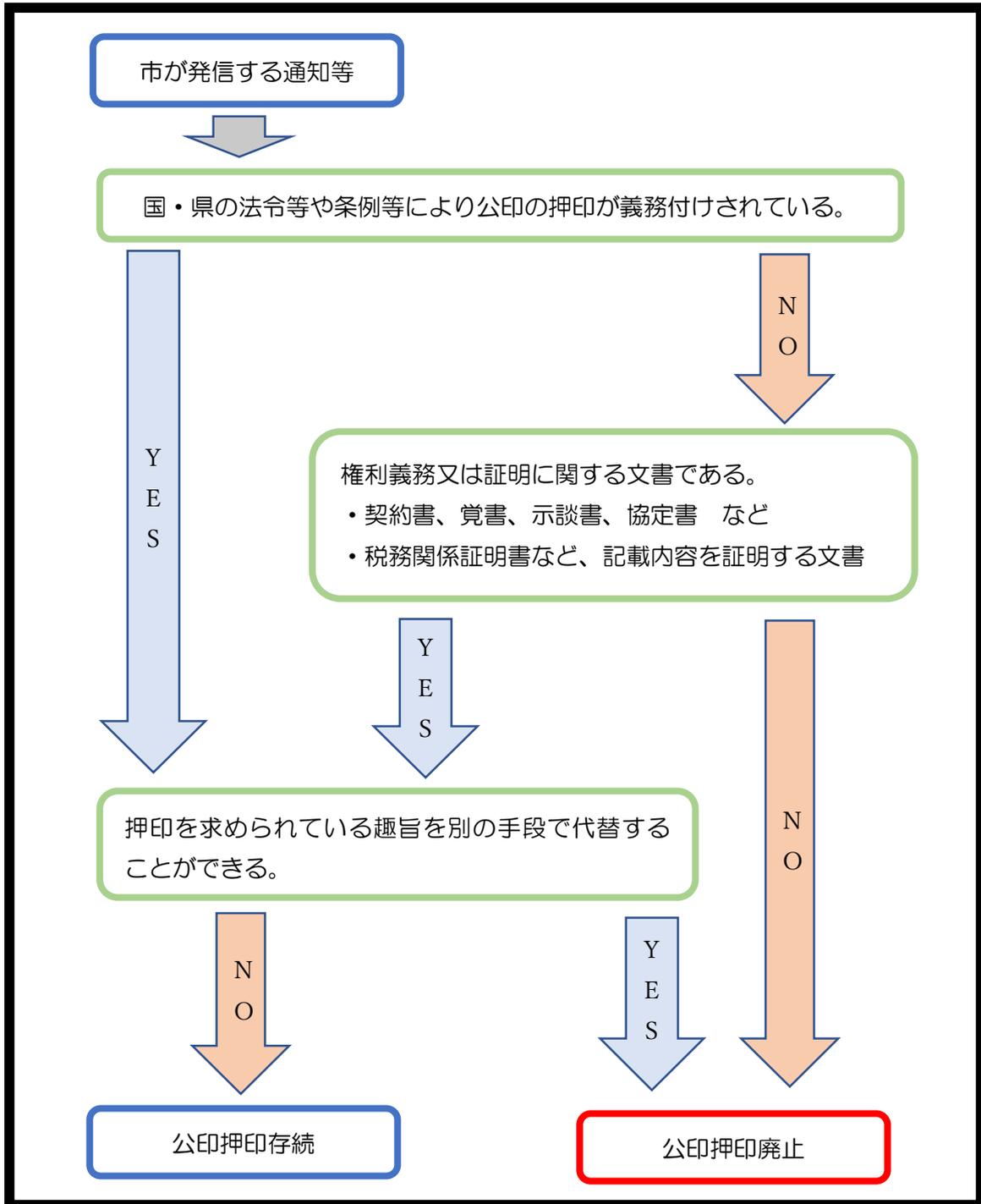
<例>

- 契約書、覚書、示談書、協定書 等
- 税務関係証明書 等

※文書内容の真正性の確保がされる事例

- 市役所内において対面で交付する通知
- 市指定の封筒で送付する通知
- 市のメールアカウントにより送信する通知
- xID を使用したアプリを使用したデジタル通知
- 文書内容が市しか知り得ない情報である通知

<図2：公印の押印見直し基準の図解>



7. 条例・規則等の改正について

規則について当面の間は、個別での改正は行わず、「下呂市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年下呂市規則第20号）」の規定による、市長が別に定める様式（押印省略事務一覧表）への記載により押印が不要であるとみなすものとし、他の理由による条例等の改正に合わせ順次、押印省略の改正を行うこととします。その他の規則（告示・訓令）についても同様の取り扱いとします。※他の理由による改正予定がない場合にあっては、押印省略を理由として改正を順次行うものとします。

また、押印省略事務一覧表については、毎年度「行政手続法及び下呂市行政手続条例に基づく審査基準等の見直し」作業依頼時に併せて、見直し作業を依頼するものとします。

【押印省略事務一覧表保存場所】

〒172-1615 全共有03 総務部02 総務課行政係18 はんこレス

8. 押印省略事務の公開について

押印省略事務一覧表により押印を省略する事務については、下呂市ホームページで公開するものとします。

9. その他

今後、電子決裁の導入など行政手続や内部手続のデジタル化・オンライン化にあわせて本方針を随時見直すものとします。